

大阪地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消請求事件

国側当事者・国（東税務署長）

平成20年3月25日却下・控訴

判 示 事 項

国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分については異議申立てについての決定を経た後でなければ提起することができない（国税通則法115条1項（不服申立ての前置等）本文）ところ、納税者は、本件通知処分については、処分行政庁に対し異議申立てを行っているものの、本件更正処分については、異議申立てをすることができる（国税通則法75条1項1号（国税に関する処分についての不服申立て））のにこれを行っておらず、国税通則法115条1項本文の規定する「異議申立てについての決定」を経していないから、本件更正処分の取消しを求める訴えは、訴訟要件を具備しない不適法なものであるとして却下された事例

判 決 要 旨

省略

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	東税務署長
	竹原 重光
同指定代理人	江藤 美紀音
同	村上 幸隆
同	丸尾 真稔
同	三木 茂樹

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 請求の趣旨

処分行政庁が原告に対し平成19年1月24日付けでした相続税更正処分（以下「本件更正処分」という。）のうち、課税価格1億1976万8000円、相続税額2433万6500円を超える部分を取り消す。

2 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、処分行政庁のした本件更正処分には納付すべき税額の算定に誤りがあるとして、自らが正当と考える納付すべき税額2433万6500円を超える部分の取消しを求めた事案である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（争いのない事実並びに証拠（特記しない限り枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 相続の開始

原告の父である乙（以下「乙」という。）は、平成15年3月24日に死亡し、これにより同人を被相続人とする相続（以下「本件相続」という。）が開始した（争いが無い）。乙の法定相続人は、いずれも乙の子である原告、丙、丁、戊及びAの合計4名である（以下、原告以外の相続人らを総称して「本件共同相続人ら」という。）（争いが無い）。

(2) 本件相続税に係る申告

ア 原告は、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の法定申告期限内である平成16年1月23日、本件共同相続人らとは別に、本件相続税に係る申告書（以下「本件相続税申告書1」という。）を処分行政庁に提出した（以下、この申告を「本件相続税申告1」という。）（甲1）。

本件相続税申告1は、納付すべき税額を925万4500円とするものであり、その内容は、別紙「課税の経緯等」の「本件相続税申告1」欄のとおりである（甲1）。

イ 原告は、上記法定申告期限である平成16年1月26日、本件相続税申告書1の記載内容（課税価格及び相続税額）を修正する本件相続税に係る申告書（以下「本件相続税申告書2」という。）を、本件共同相続人らとは別に、処分行政庁に提出した（以下、この申告を「本件相続税申告2」という。）（弁論の全趣旨）。

本件相続税申告2は、納付すべき税額を4769万3900円とするものであり、その内容は、別紙「課税の経緯等」の「本件相続税申告2」欄のとおりである（弁論の全趣旨）。

ウ 期限内申告書を提出した者が、さらに、当該申告書の提出期限内に、その申告に係る課税価格、相続税額を修正した申告書を提出した場合においては、後に提出された申告書が期限内申告書として取り扱われていたため（相続税法基本通達31-1。ただし、平成15年6月24日付け課資2-1ほかによる改正前のもの。乙1）、本件相続税申告書2が、原告の本件相続税に係る期限内申告書として取り扱われていた（弁論の全趣旨）。

(3) 本件更正の請求1

原告は、「不動産について固定資産評価額を路線価額に再計算した結果多額な過誤納（申告）額が生じた」ことを理由として、平成17年1月24日付けで、更正の請求書（以下「本件更正の請求書1」という。）を、本件共同相続人とは別に、処分行政庁に提出したが（甲4。以下、この請求を「本件更正の請求1」という。）、平成1

8年6月19日付けで、本件更正の請求1を取り下げた（弁論の全趣旨）。

(4) 本件修正表示書類1の提出

原告は、平成18年12月11日、「相続税の修正申告書」と題する書類（以下「本件修正表示書類1」という。）を、本件共同相続人らとは別に、処分行政庁に提出した（弁論の全趣旨）。

しかしながら、本件修正表示書類1に記載されている納付すべき税額は2160万2900円であって、本件相続税に係る期限内申告である本件相続税申告書2に記載された納付すべき税額（4769万3900円）を下回っていたから、本件修正申告表示書類1は、本件相続税に係る修正申告書として取り扱われなかった（弁論の全趣旨）。

(5) 本件更正の請求2

原告は、平成19年1月16日に、「更正の請求をする理由」欄に「遺産分割が確定した為」と記載した更正の請求書（以下「本件更正の請求書2」という。）及び「被相続人乙にかかる遺産分割書は、現在作成中のため、出来上がり次第提出することを確約します。」と記載した「確約書」を処分行政庁に提出した（弁論の全趣旨。以下、この請求を「本件更正の請求2」という。）。

(6) 本件修正表示書類2の提出

原告及び本件共同相続人らは、「相続税の修正申告書」と題する書類（以下「本件修正表示書類2」という。）を、共同で、処分行政庁に提出した（弁論の全趣旨）。

しかしながら、本件修正表示書類2に記載されている納付すべき税額は2199万6400円であって、本件相続税に係る期限内申告である本件相続税申告書2に記載された納付すべき税額（4769万3900円）を下回っていたから、本件修正申告表示書類2は、本件相続税に係る修正申告書として取り扱われなかった（弁論の全趣旨）。

(7) 本件通知処分及び本件更正処分

処分行政庁は、本件更正の請求2に対し、平成19年1月24日付けで更正をすべき理由がない旨の通知（以下「本件通知処分」という。）を行うとともに（弁論の全趣旨）、同日付で本件相続税に係る税務調査の結果に基づき、原告の本件相続税に係る納付すべき税額を、本件相続税申告書2記載の4769万3900円から3942万2600円に減額する内容の本件更正処分を行った（甲2）。

(8) 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書の提出

原告は、本件相続財産に係る遺産分割が確定した際に、本件相続財産に該当する宅地等について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（租税特別措置法69条の4）の適用を受けることを目的として、平成19年2月19日に、遺産分割調停中を理由とした「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を処分行政庁に提出した（弁論の全趣旨）。

(9) 異議申立て及び異議決定

原告は、平成19年3月5日に、本件通知処分を不服として、処分行政庁に対して異議申立てをし（甲8。以下「本件異議申立て」という。）、処分行政庁は、平成19年6月4日付けで、本件異議申立てを棄却する決定をし、異議決定書は同月6日に原

告に送達された（乙２）。

(10) 本件更正の請求３

原告は、平成１９年２月７日に遺産分割調停が成立したことを理由として、平成１９年３月９日付け更正の請求書を処分行政庁に提出した（弁論の全趣旨。以下、この請求を「本件更正の請求３」という。）。また、本件共同相続人らにおいても、同様に、処分行政庁に対し更正の請求を行っている（弁論の全趣旨）。

(11) 審査請求及び提訴

原告は、平成１９年６月６日、本件更正処分及び本件通知処分を不服として審査請求をし（甲９）、国税不服審判所長が同請求後３か月を経過しても裁決をしなかったことから（弁論の全趣旨）、平成１９年９月１０日付けで本訴を提起した（顕著な事実）。

２ 判断

【判示】

国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分については異議申立てについての決定を経た後でなければ提起することができない（国税通則法１１５条１項本文）。

ところが、原告は、本件通知処分については、平成１９年３月５日に処分行政庁に対し異議申立てを行っているものの、本件更正処分については、異議申立てをすることができる（国税通則法７５条１項１号）のに、これを行っていない（甲８）。

そうすると、原告は、本件更正処分の取消しを求める訴えを提起するに当たり、国税通則法１１５条１項本文の規定する「異議申立てについての決定」を経ておらず、本件更正処分の取消しを求める請求に係る訴えは、訴訟要件を具備しない不適法なものである。

３ 結論

よって、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第７民事部

裁判長裁判官 廣谷 章雄

裁判官 森鍵 一

裁判官 棚井 啓

課税の経緯等

		摘要	本件相続 税申告1	本件相続 税申告2	本件更正の請求1		本件修正 表示書類1	本件更正 の請求2	本件修正 表示書類2	本件通 知処分	本件更正 処分	本件異議 申立て	本件更正 の請求3	本件再 更正処分	異議決定
		日付	16. 1. 23	16. 1. 26	17. 1. 24	18. 6. 19 (取下げ)	18. 12. 11	19. 1. 16	19. 1. 16	19. 1. 24	19. 1. 24	19. 3. 5	19. 3. 9	19. 4. 11	19. 6. 4
原告	①	取得財産の価額	18,509,278	167,385,278	18,509,278	—	148,129,437	162,606,519	162,606,519	更正をすべき理由がない旨の通知処分	207,240,164	169,768,346	169,768,346	189,768,346	却下・棄却
	②	債務及び 葬式費用の金額				—	45,000,000	50,000,000	50,000,000		37,973,333	50,000,000	50,000,000	20,000,000	
	③	純資産価額 (①－②)	18,509,278	167,385,278	18,509,278	—	103,129,437	112,606,519	112,606,519		169,266,831	119,768,346	119,768,346	169,768,346	
	④	加算される 贈与財産価額				—									
	⑤	課税価格 (③＋④)	18,509,000	167,385,000	18,509,000	—	103,129,000	112,606,000	112,606,000		169,266,000	119,768,000	119,768,000	169,768,000	
	⑥	納付すべき税額	9,254,500	47,693,900	4,590,900	—	21,602,900	21,996,400	21,996,400		39,422,600	24,336,500	24,621,000	37,733,600	
原告及び本件 共同相続人ら 各人の 合計	⑦	取得財産の価額	1,070,320,250	1,070,320,250	804,763,349	—	745,053,316	671,085,535	671,085,535		823,503,841	716,038,532	705,321,776	758,342,532	
	⑧	債務及び 葬式費用の金額	210,000,000	210,000,000	210,000,000	—	180,000,000	187,000,000	187,000,000		150,920,000	187,000,000	187,000,000	150,920,000	
	⑨	純資産価額 (⑦－⑧)	860,320,250	860,320,250	594,763,349	—	565,053,316	484,085,535	484,085,535		672,583,841	529,038,532	518,321,776	607,422,532	
	⑩	加算される 贈与財産価額				—		7,828,560	7,828,560		7,828,560	7,828,560	7,828,560	7,828,560	
	⑪	課税価格 (⑨＋⑩)	860,320,000	860,320,000	594,763,000	—	565,051,000	491,912,000	491,912,000		680,410,000	536,865,000	526,148,000	615,248,000	
	⑫	相続税の総額	245,136,000	245,136,000	153,723,500	—	120,016,200	95,636,800	95,636,800		158,469,800	110,620,800	107,048,800	136,748,800	

注 1 ⑤及び⑪欄は、1,000円未満の端数を切り捨てた金額である（国税通則法 1 1 8 条 1 項）。

注 2 ⑥及び⑫欄は、100円未満の端数を切り捨てた金額である（国税通則法 1 1 9 条 1 項）。